

電力供給契約書（単価契約）

	契約番号	
件 名		
予定使用電力量	k W h	
契 約 電 力	常時電力	k W
	予備電力	k W
単 価 契 約 金 額 (消費税及び地方消費税を含む)	基本料金単価	常時電力 円／k W
		予備電力 円／k W
	その他季単価 (負荷追従電力分)	円／k W h
	夏季単価 (負荷追従電力分)	円／k W h
	その他季単価 (自己託送電力分)	円／k W h
	夏季単価 (自己託送電力分)	円／k W h
履 行 期 間	令和8年4月1日から令和10年2月29日まで	
履 行 場 所		
契 約 保 証 金		
そ の 他		

上記物件について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者

大 阪 市
契 約 担 当 者

印

受 注 者

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の図面、仕様書及び明細書並びにこれらの仕様に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする電力の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の履行場所で使用する電気を契約書記載の履行期間、仕様書等に従い発注者に供給・提供し、発注者は、その電気料金を支払うものとする。
- 3 仕様書等に明示されていないものがある場合は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者又は発注者の指定する職員の指示に従うものとする。
- 4 供給を完了するための一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は外の目的に利用してはならない。契約書記載の履行期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で所定の手続きにより開示する場合は、この限りでない。
- 6 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る一切の訴訟については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(法令上の責任)

- 第2条 受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。
- 5 第1項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもってこの契約に基づき、受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(契約金額)

第4条 この契約において、契約金額とは、契約書記載の基本料金単価（税込）に契約電力を乗じた額（力率を仕様書記載の割合と仮定した割引又は割増を含む）と、区分ごとの従量料金単価（税込）に仕様書記載の各区分に対応した予定使用電力量を乗じた額の和のことをいう。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更及び中止等)

- 第6条 発注者が、必要と認めるときは、発注者は、この契約の履行の一時中止とすることができる。
- 2 発注者又は受注者は、この契約の締結後、受注者の発電事情等に変動をきたし、単価契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ書面によりこれを変更することができる。
 - 3 発注者が、必要と認めるときは、この契約に特段の定めがある場合を除き、発注者と受注者とが協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。
 - 4 前項の協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 5 前項の協議開始の日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り又は下回ることがある。

(500kW未満の契約電力)

第8条 契約書記載の常時電力の契約電力が500kW未満の場合は、当該月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、履行期間中に最大需要電力が500kW以上となった場合は、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約電力の変更等)

第9条 発注者又は受注者は、この契約の締結後、契約電力の変更について必要があると

認めるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

- 2 発注者が、前条但書及び前項の規定にかかわらず、契約電力の変更前に契約電力を超えて電力を使用した場合には、受注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、超過金を支払うものとする。この場合において、超過金の金額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(使用電力量の計量及び検査)

第 10 条 受注者は、発注者が使用する電力を供給したときは、仕様書に定める毎月の計量日の 0 時に計量器に記録された値により計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの負荷追従電力量及び自己託送電力量をいう。以下同じ。）を発注者に通知し、その内容及び数量について、検査を受けなければならない。なお、負荷追従電力量及び自己託送電力量の区分けは別紙に定めた計算方法による。

- 2 電気使用料の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(常時電力料金)

第 11 条 常時電力料金は、契約書記載の常時電力の契約電力に常時電力の基本料金単価（税込）を乗じて得た額（以下「常時基本料金」という。）と当該月における仕様書で定める各区分に対応した使用電力量に区分ごとの従量料金単価（税込）を乗じて得た額（以下「常時電力量料金」という。）の和とする。また、常時基本料金は、力率割引又は割増を行うものとし、負荷追従電力量分の常時電力量料金は、燃料費調整、市場価格調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引き又は加え、自己託送電力量分の常時電力量料金は、調整費を差し引き又は加えるものとする。なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点第 1 位で四捨五入する。

(予備電力料金)

第 12 条 予備電力料金は、契約書に記載の予備電力の契約電力に予備電力の基本料金単価（税込）を乗じて得た額とする。

(力率、燃料費調整、市場価格調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金、調整費)

第 13 条 力率割引又は割増、燃料費調整、市場価格調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定方法については、この契約の前提となった入札時点において最新の関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（当該入札の開札日より前に実施されたもので、かつ、実施日が最も新しいものをいう。）によるものとする。ただし、第 6 条第 2 項により単価契約金額を変更した場合は、変更日において最新の関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（単価契約金額変更日より前に実施されたもので、かつ、実施日が最も新しいものをいう。）によるものとする。

- 2 調整費の算定方法については、別途、自己託送制度を活用した電力需給に係る仕様書で定める。

(電気料金の支払い)

第 14 条 受注者は、第 10 条第 1 項の検査終了後、当該月に係る電気料金の支払いを請求する。

- 2 前項に規定する電気料金は、第 11 条に定める電気料金と第 12 条に定める予備電力料金の合計金額とする。なお、電気料金の合計金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 発注者は、第 1 項の支払い請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に電気料金を支払わなければならない。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により電気料金の支払いが遅延したときは、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に対して請求することができる。ただし、この契約の前提となった入札時点において最新の受注者が定める電気需給約款（当該入札の開札日より前に実施されたもので、かつ、実施日が最も新しいものをいう。入札によらない方法によりこの契約を締結した場合においては発注者と受注者が協議して決定した受注者が定める電気需給約款）に電気料金の支払遅延に関する遅延利息の規定がある場合は、当該電気需給約款の規定に基づき支払うものとする。

（不当な取引制限等に係る損害賠償金）

第 15 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（同法第 7 条の 9 第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。
 - (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
 - (3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
 - (4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

- 3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金に、その納付の時点における支払済みの代金の契約金額に対する割合を乗じた金額について、当該代金の支払の日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 契約の履行にあたり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
 - (3) 前各号のほか契約事項に違反したとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 第5条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 受注者が第18条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
 - (9) 契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき。
 - (10) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- 3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。
- 4 発注者は、自己託送の電源となる大阪広域環境施設組合と受注者間の契約が解除されたときは、本契約を解除することができる。契約の解除が受注者の責めに帰すべき事由の場合は、発注者はこれによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

(誓約書の提出)

第 17 条 受注者及び暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第 17 条の 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (2) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき

(契約が解除された場合等の違約金)

第 17 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 16 条第 1 項ないし第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約解除に伴う損害賠償金)

第 17 条の 4 前条第 1 項（前条第 2 項によりみなされた場合を含む。）又は第 3 項に規定する場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第 1 項又は第 3 項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の損害賠償請求)

第 17 条の 5 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(納入期間満了前の発注者の任意解除権)

第 18 条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、第 16 条第 1 項及び第 2 項、第 17 条の 2 の規定によるほか、必要があるとき、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、自己託送に必要な特定供給の許可申請について、経済産業大臣の許可を受けることができない、または、許可を受ける見込みがないときは、契約締結日から 90 日以内であれば、この契約を解除することができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 19 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約が履行できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除の効果)

第 20 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、契約が解除された場合において、発注者がすでに電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の電気料金は、発注者と受注者とが協議して定める。

(長期継続契約における契約の解除)

第 21 条 翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は当該契約を解除することができる。

(賠償金等の相殺及び徴収)

第 22 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から電気料金支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき電気料金とを相殺し、なお不

足がある場合は追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から発注者の指定する期間を経過した日からその支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約に関する紛争の解決）

第 23 条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議の上定める第三者に仲裁を依頼することができる。

- 2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者と受注者とで平等に負担する。

（補則）

第 24 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に従うものとし、その他は必要に応じて第 13 条又は第 14 条の規定によりこの契約に適用する関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）及び受注者が定める電気需給約款を基に、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

【別紙】

第 10 条の発注者が定める、負荷追従電力量及び自己託送電力量の区分けは 30 分毎に以下により算出する。

【A】 需要電力量[kWh]：施設の需要電力量（計量値）

【B】 自己託送計画量[kWh]

【C】 自己託送電力量[kWh]

【D】 負荷追従電力量[kWh]

【E】 需要における余剰インバランス

($A \geq B$ の場合) ($A < B$ の場合)

$C = B$

$C = A$

$D = A - B$

$D = 0$

$E = B - A$